

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳述書

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

※入札方法に関する問合せ

静岡地方裁判所(本庁) 執行官室(電話番号054-255-8534)

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 2 日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 北 澤 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 3 月 3 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 3 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 4 月 7 日 午前 9 時 50 分 場 所 静岡地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 18 日 午後 1 時 00 分から 令和 8 年 3 月 19 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 2 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、期間入札において買受申出がないときは、開札日の翌日から原則 2 日間特別売却が実施されます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3,200,000 2,560,000	一括	640,000	42,032	11,095
1	1,030,000				
2	2,170,000				
				</	



物 件 目 録

- 1 所 在 静岡市駿河区弥生町
地 番 703番8
地 目 宅地
地 積 67.88平方メートル
- 2 所 在 静岡市駿河区弥生町 703番地8
家屋 番号 703番8
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 32.84平方メートル
2階 34.50平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 6 月 2 日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 北 澤 裕 子

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

2 ページ



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 静岡市駿河区弥生町 |
| | 地 番 | 7 0 3 番 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 7 . 8 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 静岡市駿河区弥生町 7 0 3 番地 8 |
| | 家屋 番号 | 7 0 3 番 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 2 . 8 4 平方メートル
2 階 3 4 . 5 0 平方メートル |



令和7年(ケ)第 9号
令和7年 3月 6日受理
令和7年 4月 9日提出

現況調査報告書

静岡地方裁判所

執行官 伊 藤 公 志

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 静岡市駿河区弥生町
地 番 7 0 3 番 8
地 目 宅地
地 積 6 7 . 8 8 平方メートル
- 2 所 在 静岡市駿河区弥生町 7 0 3 番地 8
家屋 番号 7 0 3 番 8
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 3 2 . 8 4 平方メートル
2 階 3 4 . 5 0 平方メートル



(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ A (所有者)	1 私は、物件1の本件土地及び物件2の本件建物を所有しています。 2 本件建物は、私が一人で住居として使用しています。但し、私は、昨年6月から病院に入院中です。今回、郵便が転送されたので電話をしました。本件物件は、誰にも貸していません。 3 本件建物を増改築したことはありません。 4 本件建物に不具合はありません。 5 本件建物内では猫を飼っていたことがありますが、現在は飼っていません。 6 本件物件については、任意売却の相談をしています。 7 境界の争いはありません。 8 現況調査には立ち会えませんので、建物内に入って調査をしてください。 (令和7年3月31日(電話)に聴取)

注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付写真のとおりである。
本件土地は南西側の県道との間に高低差があり、本件土地が県道より低い。
- 2 本件建物の玄関ドアには売物件と表示されており、電気は停止していた。本件建物内には本件所有者宛の郵便物が多数存在した。この他、本件所有者の陳述及び現場の状況等から、本件物件の占有関係を前記2枚目記載のとおり認定した。
- 3 本件建物の2階にはロフトがある（間取図参照）。
- 4 本件建物内にはペットによるものと思われるクロスの傷が見られた。また、2階の天井にはクロスのひび割れが複数箇所存在した（写真7参照）。

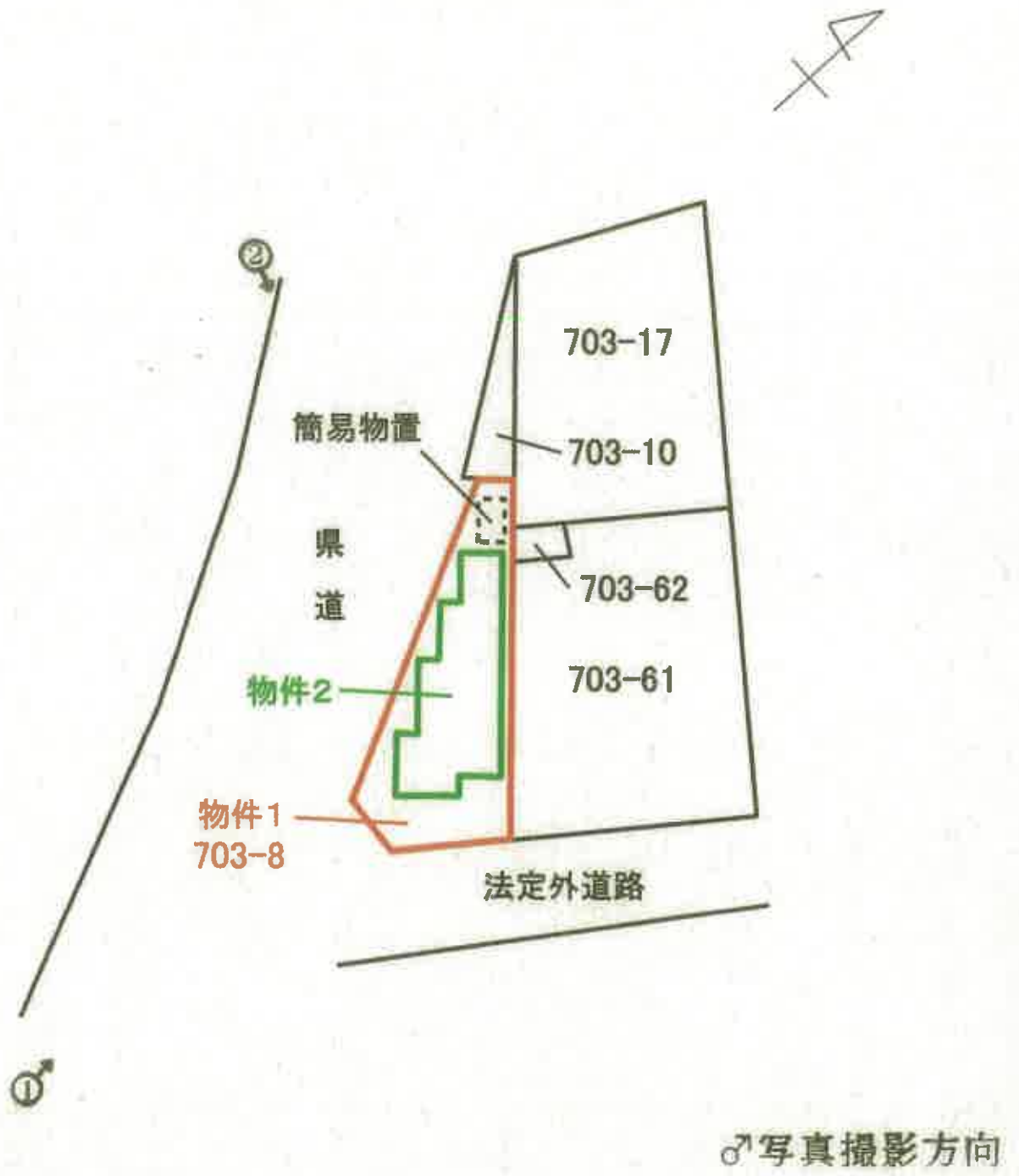
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 3月 6日 (木) : - :	執行官室	静岡市役所に間取図請求 (郵送)
7年 3月10日 (月) 12:10-12:20	物件所在地	物件確認, 全戸不在, 占有状況調査, 外観写真撮影, 通知書投函
7年 3月10日 (月) 14:50-14:55	静岡地方法務局	土地 (近隣地) の登記事項要約書, 本件土地の地積測量図申請, 土地上の建物登記について調査 (本件建物以外に登記なし)
7年 3月21日 (金) : - :	執行官室	所有者に現況調査期日通知書, 本件物件の使用状況に関する照会書郵送 (照会に対する回答なし)
7年 3月31日 (月) 16:22-16:30	執行官室	所有者から事情聴取 (電話)
7年 4月 3日 (木) 10:00-10:20	物件所在地	全戸不在, 入室調査 (全室), 間取調査, 境界調査, 占有状況調査, 写真撮影, 評価人同行
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7年 4月 3日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 B を立ち会わせ, 所有者から指示された方法で解錠し建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

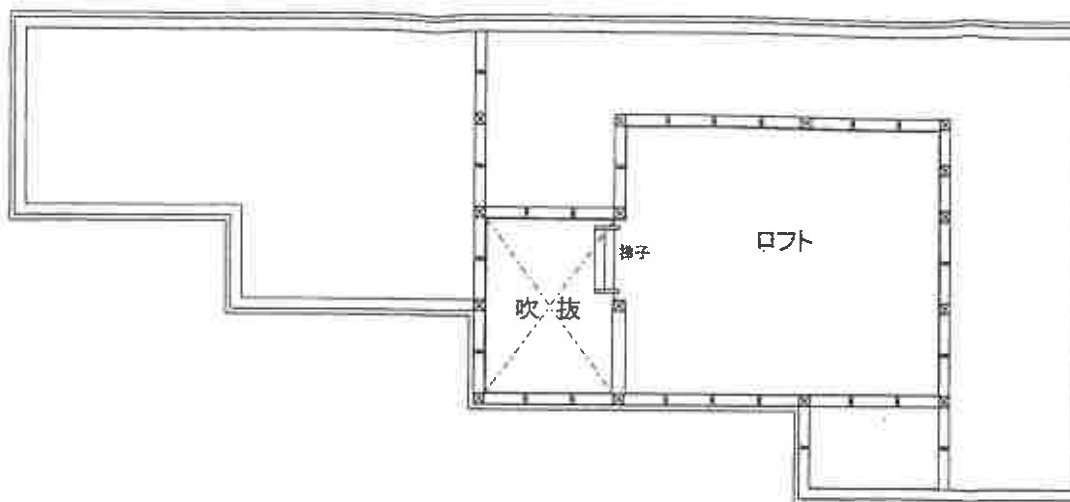
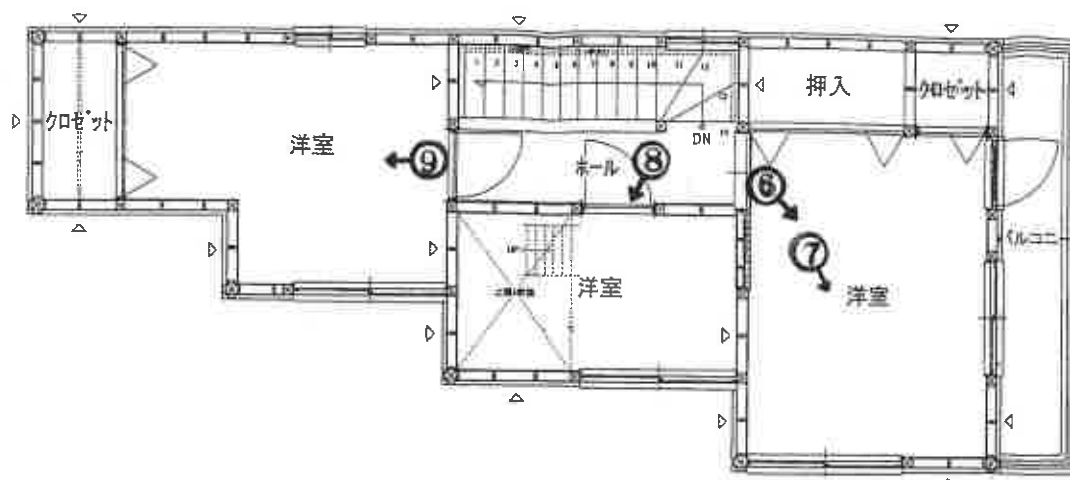
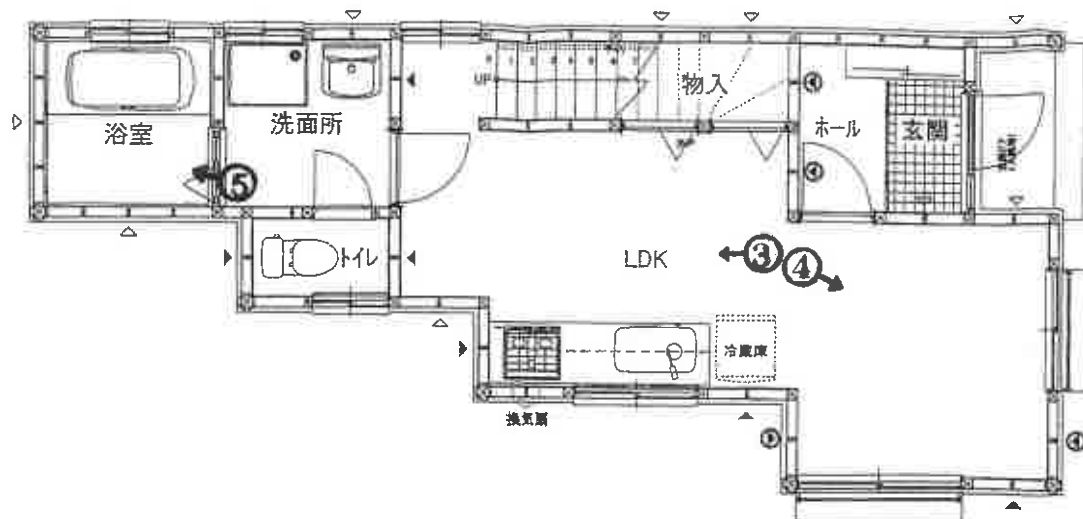
(5枚目)

土地建物位置関係図



間 取 図

物件2



♂写真撮影方向

写真 1
県道

物件 2

法定外道路



写真 2
簡易物置

物件 2



写真 3

建物内の状況



写真 4

建物内の状況



写真 5

建物内の状況



写真 6

建物内の状況



写真 7

建物内の状況（クロスのはび割れ）



写真 8

建物内の状況

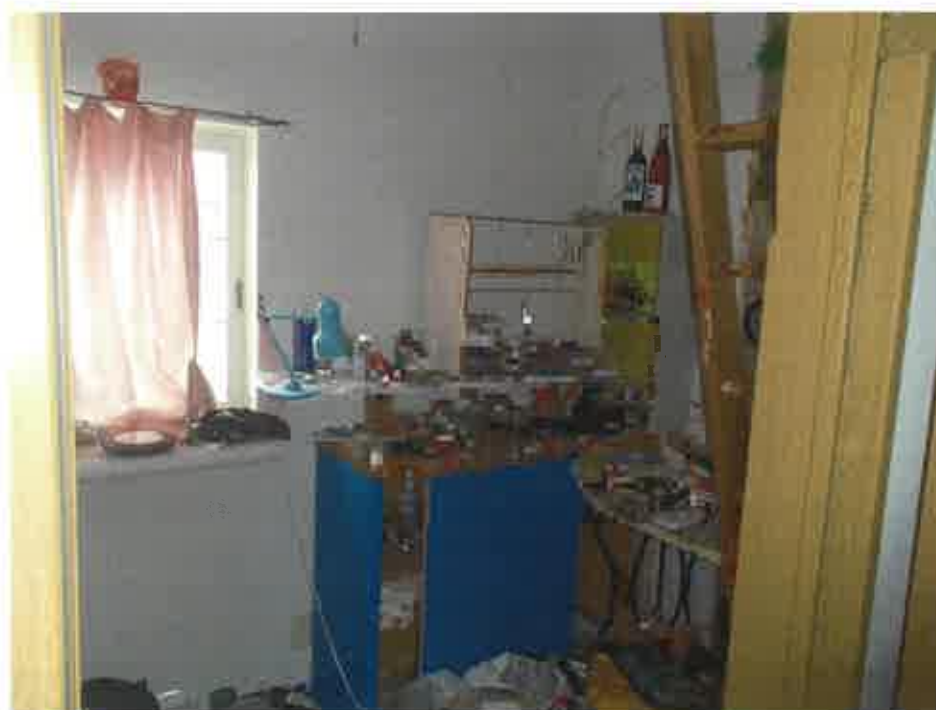


写真 9

建物内の状況



令和 7年(ケ)第 9号
令和 7年 4月 3日 現地調査
令和 7年 4月 15日 評価

静岡地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

渡辺力也 印

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|------------------|
| 1 | 所 在 | 静岡市駿河区弥生町 |
| | 地 番 | 7 0 3 番 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 7 . 8 8 平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|--|
| 2 | 所 在 | 静岡市駿河区弥生町 7 0 3 番地 8 |
| | 家屋 番号 | 7 0 3 番 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 2 . 8 4 平方メートル
2 階 3 4 . 5 0 平方メートル |



第1 評価額

一括価格	
金 3, 200, 000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 1, 030, 000 円
物件2 (建物)	金 2, 170, 000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番号	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり	
2	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項		
・物件1の土地上に物件2の建物が存する。 ・物件2の建物にはロフトがある。		

※ 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR 東海道本線「草薙」駅の北西方・直線距離約 620m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	常葉大学北西側の巴川沿いに位置し、周辺に工場や事業場が見られる住宅地域。	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員 等の個別的な 規制を考慮し ない一般的な 規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 工業地域 60% 200% なし 高度地区 最高限 3 種 (19m) 都市機能誘導区域、居住誘導区域
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 接 道 状 況 そ の 他	67.88 m ² ほぼ台形 間口約 7m、奥行約 15.5m 平坦地 路面と等高に接面する角地 ※特記事項参照 特になし
接 面 道 路 の 状 況	南東側幅員約 4.3m舗装道路 (建築基準法上の道路ではない) 南西側幅員約 7.5m舗装県道平山草薙停車場線 (建築基準法上の道路) ※特記事項参照	
土 地 の 利 用 状 況	現況利用・・・物件 2 の建物敷地として利用されている。 目的外建物の有無・・・なし その他・・・簡易物置	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガス配管 あり ※特記事項参照 下 水 道 あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	・南東側道路は静岡市所有の建築基準法定外道路（評価番号 68-4-5）で、物件 1 と概ね等高に接面し、南西側県道は物件 1 より約 1.5m～2m程度高い。 ・静岡市建築安全推進課での聴取によると、県道について、物件 1 との間に階段やスロープ等がないため、接道要件を満たす前面道路と判断することは難しいとのこと。一方、物件 1 の南東側は法定外道路であり、建築基準法 43 条ただし書（建築基準法改正により 43 条 2 項）の対象となる可能性が高いため、増築や建て替えの際には要相談になるとのこと。 ・南東側前面道路に都市ガス管が埋設されているが、物件 1 に引き込みはない。 ・静岡市洪水ハザードマップ（巴川の浸水に関する情報）の浸水想定区域に物件 1 の南東側一部が該当する。また、当該マップの河岸浸食区域内にある。 ・静岡市の「令和 4 年台風 15 号に関する浸水実績図（参考）」の浸水区域内にある。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）：平成15年6月新築 経 過 年 数：約22年 経済的残存耐用年数：約8年
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：スレート 外 壁：ボード、タイル等 内 壁：クロス等 天 井：クロス等 床：フローリング等 設 備：電気、給排水、衛生 その他：ロフト
床面積（現況）	ほぼ登記どおりとみられる。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：後添間取図参照
品 等	普通
保 守 管 理 の 状 態	普通 （経年劣化による減耗・損傷等）
建 物 の 利 用 状 況	建物所有者が本建物を住居として使用、占有している。 ※ 詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。
特 記 事 項	・過去に猫を飼っていたとのことで、建物内はややペット臭がある。 ・建物内はペットによるものと思われるクロスの傷がある。また、2階天井等にクロスのひび割れが複数見受けられる。

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件が戸建住宅とその敷地で収益物件ではないため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	77,800	0.80	67.88	0.9	3,800,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示地 静岡清水-4

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $97,100 \text{ 円/㎡} \times 100.2/100 \times 100/100 \times 100/125 \div 77,800 \text{ 円/㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし。

◇地 域 格 差：公示地は環境条件等に優る。

イ 個 別 格 差：画地条件（形状）等を考慮して査定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	157,000	67.34	0.20	2,110,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して下記のとおり求めた。

経過年数 22 年、経済的残存耐用年数 8 年、観察減価 25%

（耐用年数に基づく方法）（観察減価法）

現価率＝8 年 ÷ (22 年＋8 年) × (1－0.25) ÷ 0.20

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ = ウ
1	3,800,000	0.5	法定地上権	1,900,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物 件 番 号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	3,800,000	－ 1,900,000		0.9	0.6	1,030,000
2	2,110,000	＋ 1,900,000	—	0.9	0.6	2,170,000
一 括 価 格 (合 計)						3,200,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、当該地域における近年の不動産需要を考慮して、なお市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示地価格 (静岡清水－4)

所 在：静岡市清水区楠新田字西屋敷340番5

価 格：97,100円/㎡

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：165㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水道

接 面 街 路：北西側5m市道

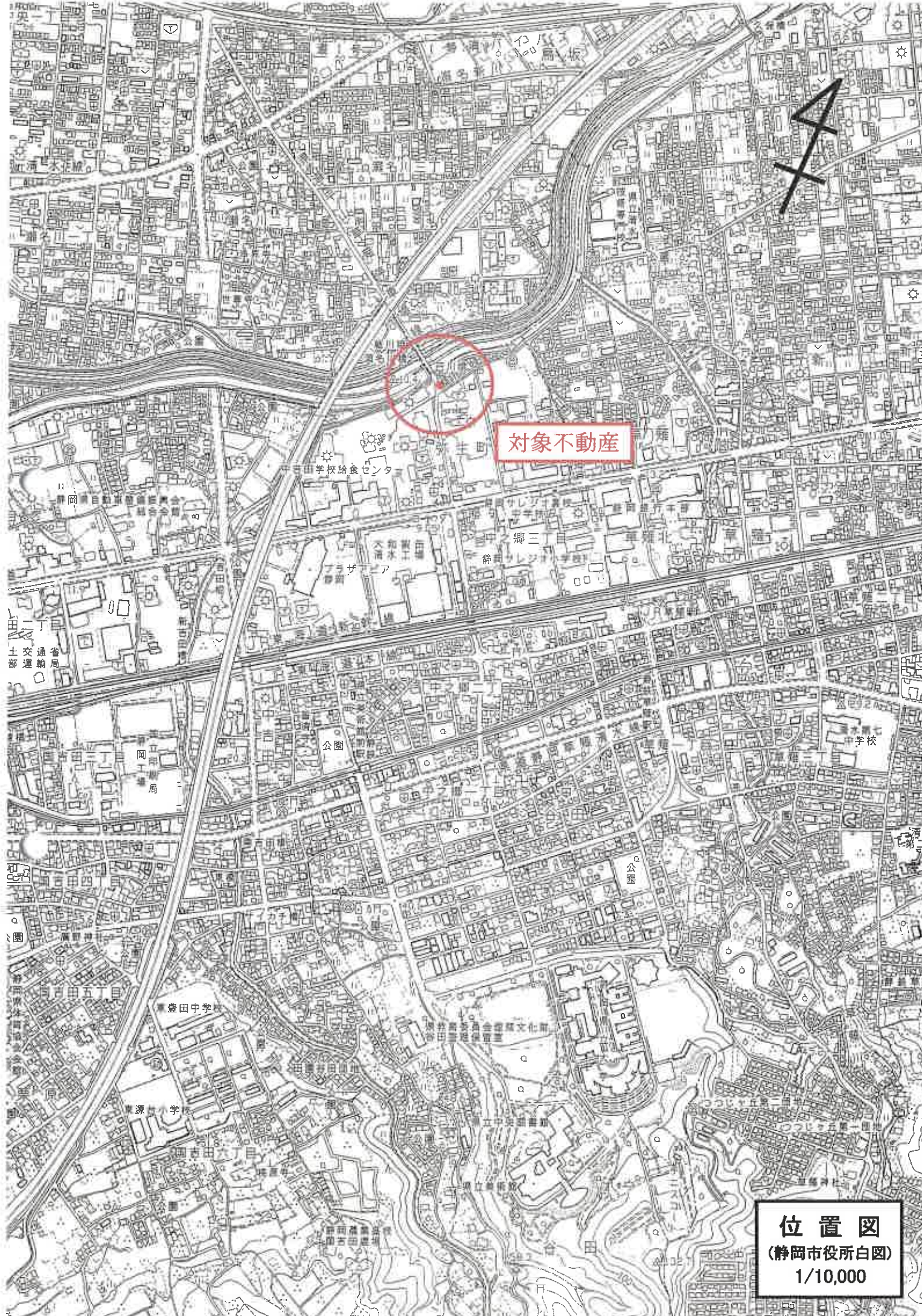
用途指定等：準工業地域（建蔽率60%、容積率200%）

地域の概要：一般住宅の中にアパート等が混在する住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 地図写
- 3 建物配置図
- 4 間取図

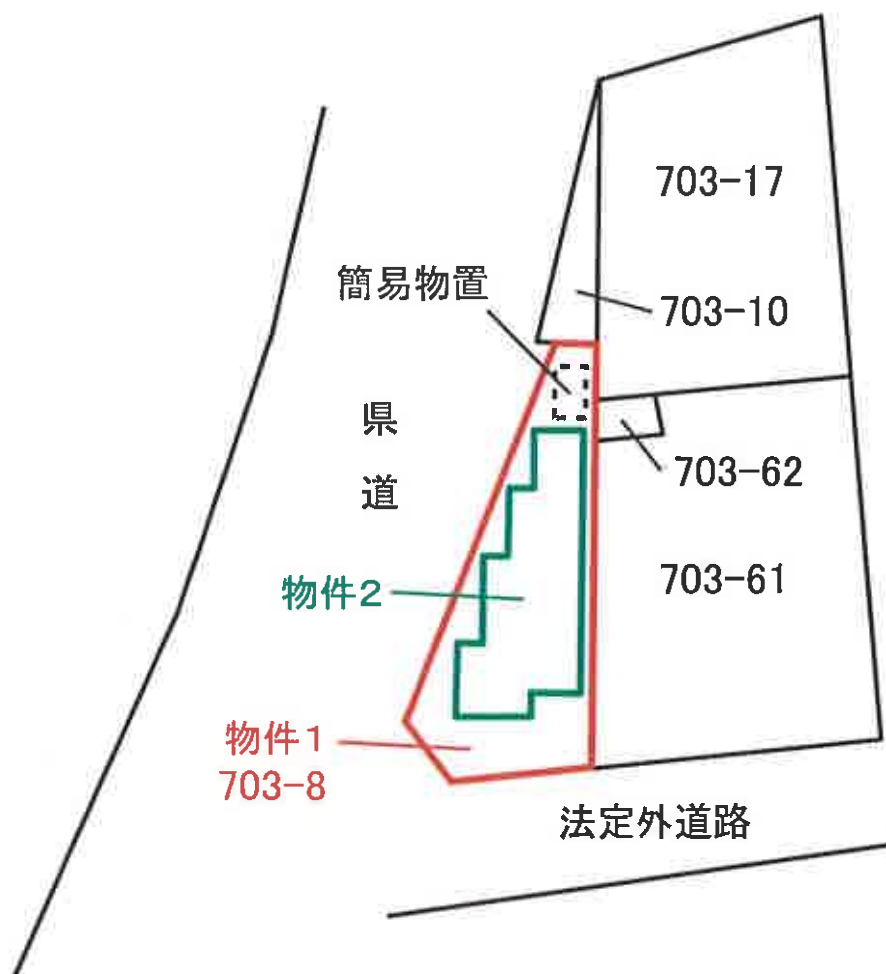
以 上



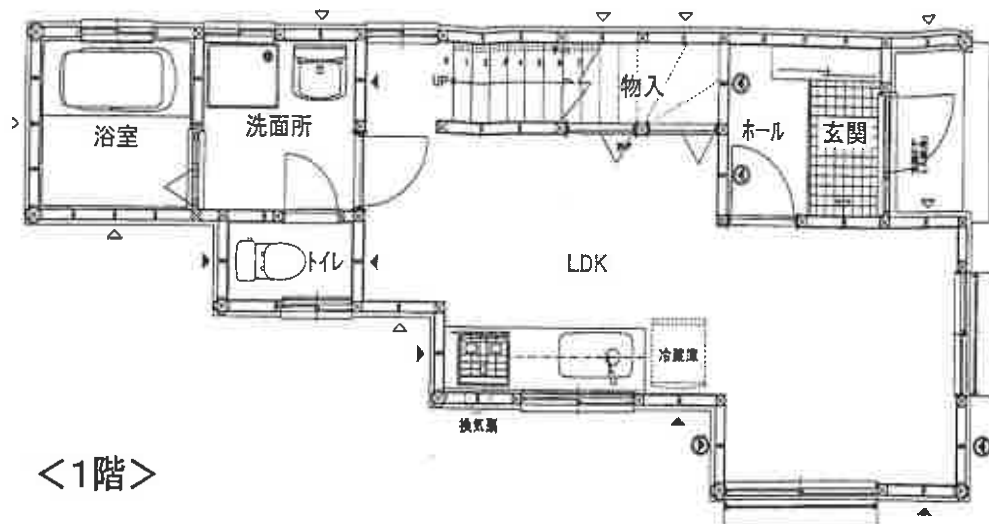
対象不動産

位置図
(静岡市役所白図)
1/10,000

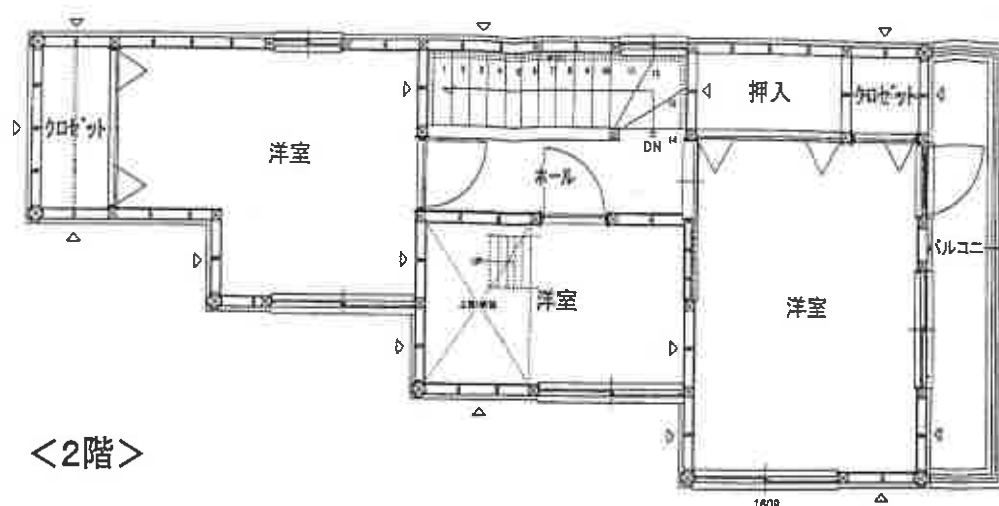
建物配置図



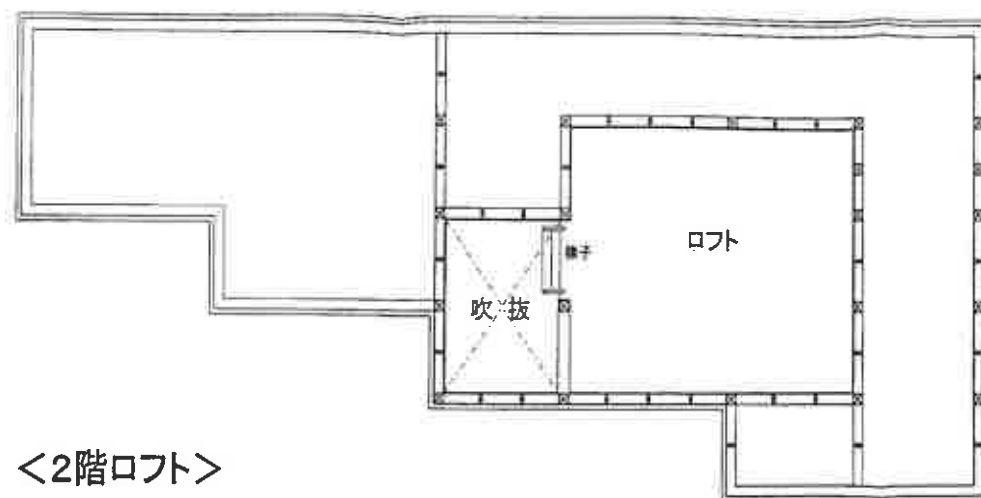
間取図



<1階>



<2階>



<2階ロフト>